# ① 特許の出願書類

## （1）特許願（願書）

| | |
|---|---|
| 発明者 | 発明できるのは自然人なので法人不可、特許権者になる訳ではなく、名誉のみ |
| 特許出願人 | 発明者から特許を受ける権利を譲り受ければ法人でも可、特許権を取得する者<br>法人の住所は、法務局に登記した本店所在地にする必要あり |

## （2）明細書（発明の詳細な説明）

| | |
|---|---|
| 発明の名称 | 物（装置やシステムなど）の発明、方法（製造方法など）の発明 |
| 技術分野 | 発明がどのような分野の技術か簡単に説明 |
| 背景技術 | 先行技術文献を挙げて直前の既存技術を説明 |
| 先行技術文献 | 特許文献（公開公報や特許公報など）、非特許文献（論文など） |
| 発明が解決しようとする課題 | 既存技術の問題点を指摘 |
| 発明の目的 | 問題点を解決することを目的として提示 |
| 課題を解決するための手段 | 問題点を解決する工夫を発明の特徴として特定する |
| 発明の効果 | 発明の特徴により目的が達成されたことを効果として挙げる |
| 実施例 | 特許請求の範囲の内容が全て含まれるように詳細に説明する<br>請求項は明細書より範囲が広くなっては駄目<br>出願後は、当初の範囲内でしか補正できず、新たな内容は追加できない |

## （3）特許請求の範囲（権利範囲）

| | |
|---|---|
| 請求項 | 他の請求項を引用する従属項にしても良い（請求項の部分ではなく全体を引用）<br>複数の請求項を引用するマルチクレームを重複させるマルチマルチクレームは不可 |
| 前提 | 請求項の最初に、どういう技術か説明する場合があるが、発明の特徴にはならない |
| 構成要件の列挙 | 発明の特徴を成立させるために必要な構成要件がどんな関係にあるか説明 |
| 発明の特徴 | 従来技術の問題点を解決する工夫について、構成要件を用いて特定する |
| 発明の名称 | 請求項の最後に来るが、明細書の「発明の名称」と合わせる |

## （4）要約書（公開公報の抄録）

| | |
|---|---|
| 課題 | 明細書の「発明の目的」を転記 |
| 解決手段 | 明細書の「課題を解決するための手段」を転記<br>要約書全体で200～400文字に収まるように調整 |

## （5）図面

| | |
|---|---|
| 図n | カラー不可（白黒かグレースケール）<br>インターネット出願時は、文書に画像ファイルを貼り付けて、HTML形式に変換 |

こちら特許部
NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp